

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	33	府省庁名	国土交通省		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()				
要望項目名	住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長				
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>平成19年1月1日以前から存していた家屋のうち一定の者が居住するものについて、一定のバリアフリー改修を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額（100㎡相当分までに限る。）を1/3減額する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>本特例の適用期限（平成22年3月31日）を3年間延長する。</p>				
関係条文	<p>地方税法附則第15条の9第4項～第8項、同法施行令附則第12条第27項～第34項、同法施行規則附則第7条第9項、第11項、第12項</p>				
要望理由	<p>我が国では、65歳以上の高齢者の割合が2005年の20.2%から2025年には30.5%へ増加することが見込まれている等（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成18年12月））、今後一層の高齢化が進展していくとともに、特に高齢者の単身の世帯や要介護者が大幅に増加していくことが予想されており、高齢者等が安心して暮らし続けることができる住まいの確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>一方、我が国の高齢者の居住環境の現状を見ると、バリアフリー化された住宅（2ヶ所以上の手すり、段差のない屋内及び車椅子が通行可能な廊下幅のいずれも有する住宅。以下同じ。）の割合は6.7%にとどまっており、必ずしも住宅に係る高齢者対策は十分とはいえない状況である。</p> <p>以上のことをかんがみると、本特例によって、バリアフリー性能を有する住宅の整備促進を図り、高齢者の居住の安定の早期確保を図ることが必要である。</p>				
減収見込額	(初年度)	— (49)	(平年度)	— (50)	(単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	<p>・国税</p> <p>バリアフリー改修促進税制（所得税）（租税特別措置法第41条の3の2）</p> <p>バリアフリー改修工事特別控除制度（所得税）（租税特別措置法第41条の19の3）</p>	<p>・融資、補助金その他</p> <p>高齢者居住安定化モデル事業 （平成21年度予算 8,000百万円）</p> <p>高齢者居住安定化緊急促進事業 （平成21年度予算 4,000百万円）</p>		
	22年度の要望	<p>・国税</p> <p>—</p>	<p>・融資、補助金その他</p> <p>高齢者等居住安定化推進事業 （平成22年度概算要求額 16,000百万円）</p> <p>地域住宅交付金（住宅ストックのバリアフリー改修に対する定額補助型提案事業を追加） （平成22年度概算要求額 1,840億円の内数）</p>		
過去の要望経緯	平成19年度 創設				
本要望に対応する縮減案	—				